

防整施第6918号
28.3.31
一部改正 防整施第6039号
31.3.28
一部改正 防整施第14947号
令和6年6月26日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事における建設共同企業体の取扱いの試行について（通知）

標記について、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事について、当分の間、別紙のとおり試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事における建設共同企業体の取扱いの試行について（防整施第15587号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事における共同企業体の取扱いの試行について

第1 特定技術の普及

特殊な技術を要し、他省庁及び民間での発注が無いため今後競争参加者の増加が見込めず、競争性の確保が困難となることが予測される工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、特殊な技術を要する建設企業の数を増加させ、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事等

特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、1件当たりの工事概算額が5億円程度以上の次に掲げる施設に係る工事であって、かつ、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認めるものとする。

- (1) 地中式又は地上覆土式特定屋外タンク貯蔵施設
- (2) 前号又は地上式屋外タンク貯蔵施設に付帯した燃料配管施設

2 内容

(1) 構成員の数

構成員の数は2社又は3社とし、工事ごとに契約担当官等が定めるものとする。

(2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、訓令第10条の規定に基づき格付された等級（以下「等級」という。）が最上位等級に属する者による組合せとする。

(3) 構成員の技術的要件等

代表者以外の構成員の工事の施工実績については、代表者の技術的要件より大幅に緩和できるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、発注工事に対応する工種に係る施工能力の大小に関わらず、発注工事と同程度の工事の施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- (5) その他の規定については、建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。28. 3. 31。以下「通達」という。）を準用するものとする。

第2 地域の優良企業の活用

地域に密着した優良な技術を有する企業を特定建設工事共同企業体の構成員として活用することで、確実かつ円滑な施工を図ると共に、より一層の防衛施設と

しての品質・性能の向上を図ることを目的として結成する特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事

特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、1件当たりの工事概算額が5億円程度以上の隊舎、宿舎等、地域に密着した優良な技術を有する企業が実績を有する施設に係る工事であって、かつ、契約担当官等が当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認めるものとする。

2 内容

(1) 構成員の数

構成員の数は2社又は3社とし、工事ごとに契約担当官等が定めるものとする。

(2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、等級が最上位等級に属する者と次順位等級に属する者又は第三位等級に属する者との組合せとすることができるものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

代表者以外の構成員の工事の施工実績については、代表者の技術的要件より大幅に緩和できるものとする。

また、代表者以外の構成員は、地域に密着した優良な技術を有する者とする。

(4) 代表者の技術的要件等

代表者は、同一の等級の者にあつては発注工事に対応する工種に係る施工能力が大きいと認められる者とし、等級の異なる者の間にあつては上位の等級の者とし、発注工事と同程度の工事の施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(5) 総合評価落札方式のタイプ

総合評価落札方式を適用する場合は、施工能力評価型（地域評価型）とする。

(6) その他の規定については、通達を準用するものとする。

第3 協議

この通知の試行にあたり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

第4 委任規定

この通知に定めるほか、この通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局建設制度官が定めることができる。